

緊急輸送道路における電柱の新設を禁止します

本市では、市が管理する緊急輸送道路において、災害時に電柱の倒壊により緊急車両等の通行を妨げることがないように、道路法第37条の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定し、新たに電柱を設置することを原則として禁止します。

1 道路の占用を制限する区域

市が管理する緊急輸送道路の全ての区域(別紙1及び別紙2)

2 占用制限の対象

電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が新規に設置する電柱

※電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱、支線柱は対象外

3 占用制限の内容

(1) 道路の占用を制限する区域内において、新規の電柱の占用を認めない。

(2) 既存の電柱については、当面の間、占用を認め、老朽化等に伴う移設及び更新についても認める。

4 例外規定

下記の(1)又は(2)の場合で、直ちに道路区域外に用地の確保ができない場合は、原則2年間に限り仮設の電柱として占用を認める。

(1) 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合

(2) 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

5 占用の制限を開始する日

平成31年2月1日

※道路法第37条とは

道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合などにおいて、区域を指定し、道路の占用を制限することができる。

※緊急輸送道路とは

災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路として、道路管理者等が事前に指定する道路

問合せ先

道路計画課

042-769-8374 (直通)

道路の占用を制限する区域

路線名	道路の占用を制限する区間
国道129号	全線
国道412号	全線
国道413号	全線(旧道除く)
県道46号	全線
県道48号	東京都境～県道54号[相模原愛川]交点(上田名)
県道51号	全線
県道52号	東京都境～県道508号[厚木城山]交点(下当麻) 県道508号[厚木城山]交点(下当麻)～さがみ縦貫道路 相模原愛川IC
県道54号	全線
県道57号	東京都境～国道16号交点(淵野辺)
県道64号	全線
県道76号	国道20号交点(日連入口)～国道413号交点
県道502号	全線
県道503号	東京都境～国道16号交点(清新) 県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道16号交点(相模原駅入口)
県道505号	全線
県道508号	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道129号交点(作ノ口) 県道48号[鍛冶谷相模原]交点(昭和橋)～国道129号交点(塩田原)
県道510号	県道48号[鍛冶谷相模原]交点(新小倉橋東側)～市道沼荒久根小屋金原交点
県道513号	市道沼荒久根小屋金原交点～国道412号交点(長竹三差路)
市道市役所前通	相模原市役所～国道16号交点(相模原警察署前)
市道沼荒久根小屋金原	県道510号[長竹川尻]交点～県道513号[鳥屋川尻]交点
市道橋本18号	市道橋本駅西口交点(相模原北署前)～国道413号交点(橋本高校前)
市道橋本駅北口	全線
市道橋本駅西口	国道16号交点(橋本駅南入口)～市道橋本18号交点(相模原北署前)

